

番号欄【  5/13 事前意見  5/13 部会意見  7/8 事前意見

株式会社南都興産 重阪最終処分場拡張事業に係る環境影響評価準備書

審査部会における意見概要、事業者の見解及び部会報告(案)

1. 騒音・振動

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
1	藤井部会長	p. 163 表 7-1-20	大気質や粉じんの対策として、強風時の作業中断という項目があるが、実際に作業を中断する強風の基準というのは、現時点でどうされているのか。予測で風速何メートル以上の時には作業を中断するというようなことがあるのか。	工事では、クレーン作業等において 10 分間の平均風速が毎秒 10m 以上の風であれば、作業を中止するなどの基準があります。しかし、粉塵による中断に関しては明確な基準がありませんので、実際の工事では風向きや強さの様子をみて判断することになります。	質問事項
2	成瀬委員	p. 189 表 7-2-13	東側の住宅のところに環境保全のための遮音壁を設けると記載しているが、これはどういう遮音壁なのか。また、事業が終わったら撤去されるのか。	事業当初の施設造成工事期間中は、掘削や残土仮置き作業が続きますので遮音・防塵を目的とした高さ 3m の万能板(鋼板塀)を設置します。造成工事が完了して廃棄物埋立が始まる段階では、地元の要望に対応するため万能板は撤去し、現状のネットフェンスで復旧する予定です。	質問事項

2. 悪臭

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
			なし		

3. 水質

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
1	藤井部会長	p. 226 7-5-2(2)	周辺河川の水質の現況調査において、曾我川 No. 1 の pH が春季で環境基準を超えているが、これは河川の水量が少ないときや、藻類が発生するようときに測ったのか。調査したときの状況について教えてほしい。	曾我川 No. 1 地点は、流量が少ない、幅 2m 程度のコンクリート三面護岸の水路で、河床には砂が堆積しています。春季採水時(H26. 5)の水深は数センチと浅く、流量は準備書 p226 図 7-5-2(1)のとおり、他の時期と比較して最も少ない状況でした。採取地点には藻類はほとんどありませんでしたが、採取地点の上流は河床に藻類が多くみられました。DO が 9.8mg/l (19.9°C) と過飽和になっていたことから、光合成作用により河川水中の炭酸ガスが消費され、pH が一時的に上昇したものと考えられます。	質問事項

4. 地形・地質

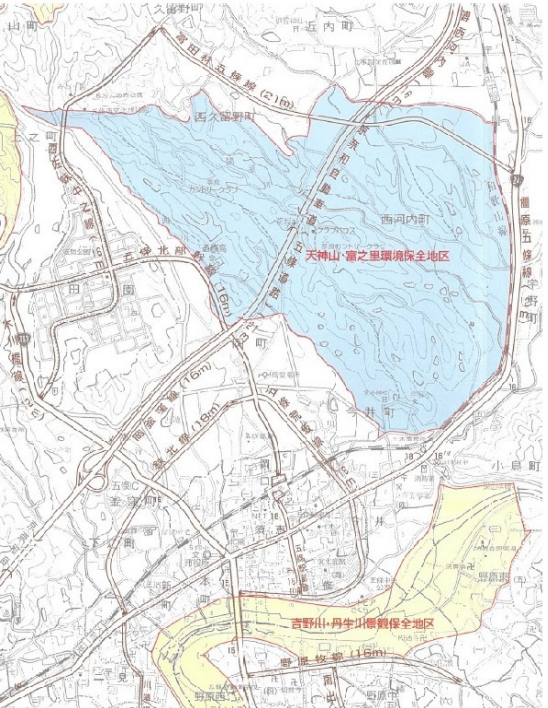
番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
			なし		

5. 動物・植物・生態系

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告（案）
1	前迫委員	p. 318 p. 327	現在、事業対象区域にナルトサワギクやシナダレスズメガヤなどの外来種が入っているため、緑化には在来種を使用することだが、現在の外来種が入り込んだ経緯についてお聞きしたい。	ナルトサワギクは造成裸地に生育しており、客土や緑化を行っていない場所のため、周辺から侵入したものと推察します。 シナダレスズメガヤは過去の埋め立て地に生育しており、緑化を行なった経緯はありませんが、客土に混入した種子又は周辺から侵入した種子により繁殖したものと推察します。	質問事項
2	前迫委員	p. 25 表 2-2-5	緑化計画の中で、ススキとかイタドリと一緒に播種すると記載しているが、間違いなくススキが一人勝ちしてしまう。ある程度どういう群落にしたいかを想定して緑化計画を記載してほしい。緑化計画のコンセプトをお聞きしたい。	<b>別添資料 1</b> のとおり、一時的な緑化を行う掘削土仮置部については種子吹付を行います。周辺への防音、防塵対策が必要となる掘削土仮置部外周部及び埋立地外周部については常緑広葉樹を植栽し、生物多様性の向上が必要な掘削土仮置部中央部及び埋立地中央部については落葉広葉樹を植栽します。 <b>【別添資料 1】</b> なお、掘削土仮置部の緑化の手順は以下のとおりです。 ・仮置きの進捗に伴い外周法面を植樹（準備書 p11 施工ステップⅡ） ・掘削完了後、上記法面以外の仮置部全域に種子吹付（準備書 p12 施工ステップⅢ） ・準備書 p14 の施工ステップⅤから p15 の施工ステップⅥまでの埋立は長期間となります。この期間に仮置土砂を EL=240m から 230m まで 10m 分利用します。緑化は、230m レベルの平坦面ができた部分から植樹をして、全体が 230m レベルに下がった段階では埋立部も含めて全体の植樹を完了させます。	修景緑化について、目標とする景観・植生がわかる緑化計画を具体的に評価書に記載すること。
3	前迫委員	p. 336 図 7-9-5	生態系のところでイタチ属が入っているが、イタチ属の中にはチョウセンイタチなどの外来種もいる。また、対象事業実施区域周辺でイタチ属の在来種となるとニホンイタチぐらいしかない。ここにイタチ属と記載するなら、例えば「イタチ属（在来種）」と括弧書きで記載するなどした方が、誤解がないのではないのか。	ご指摘のとおり、評価書ではイタチ属を上位種から削除します。 現地調査では、テン、キツネ、タヌキが確認されています。タヌキについては、テン、キツネと比べると甲虫の幼虫やミミズ等の土壤動物の採食量が多いと考えられることから、テン、キツネを上位種として選定します。	生態系については、生態系の保全の観点から在来種を注目種とし、生態系への影響の低減を図る保全措置を講ずること。
4	前田委員		対象事業実施区域周辺にはチョウセンイタチしかおらず在来種は存在しない。イタチ属は記載せず、新たな上位種として「テン・キツネ・タヌキ」などが確認されていれば、それを記載してはどうか		
5	前迫委員	p. 304	動物の環境保全措置のところで、クチキコオロギやカヤネズミの移植と記載している。動物の移植というのは非常に難しいと思われるが、過去に成功事例があるなど何か勝算があって記載しているのか。	クチキコオロギやカヤネズミについて、確立された移植方法はありませんが、改変する直前に調査を行ってこれらの種の個体や巣等が確認された場合、その個体を放置し、潰してしまうのではなく、改変区域外に生息場所となる朽ち木や巣を移動、保護するという観点で記載しています。	質問事項

6	前迫委員	p. 304 表 7-7-34	クチキコオロギの朽ち木を移植すること、カヤネズミの巣を移植することについて、それぞれ分けて、もう少し丁寧に保全措置を記載して頂きたい。	クチキコオロギについては、生息場所となる朽ち木を区域外の落葉広葉樹林に移動することを記載します。 カヤネズミについては、対象事業実施区域東側の草地で球巣1個を確認しています。ファイバースコープ等により球巣内の個体の有無を確認するための調査を複数回実施し、個体を確認できた場合は球巣及び個体を区域外のススキ草地に移動します。	改変区域において確認された重要な種の動物について、巣等を移植する際の環境保全措置を評価書に記載すること。
---	------	--------------------	---------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------

6. 景観

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
1	景観・自然環境課	p. 62 図 4-1-12 p. 110 図 4-2-7	天神山富之里環境保全地区の区域に誤りがあるので修正をお願いします。 	天神山富之里環境保全地区の区域については、「奈良県自然公園等区域図(1/150,000)」を拡大して作成しています。景観・自然環境課より提示いただいた詳細図をもとに修正いたします。	誤記修正

7. 文化財

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
1	文化財保存課	p. 455 表 9-12	埋蔵文化財包蔵地の取扱いについて、準備書に記載されているとおり、事前に御所市教育委員会と協議されるようお願いいたします。	準備書に記載のとおり、事前に御所市教育委員会と協議いたします。	確認事項